

令和3年度に適用される個人住民税の主な改正点

1. 基礎控除

- 基礎控除が10万円引き上げとなります。
- 合計所得金額が2,400万円超の場合は金額に応じて控除額が変わります。

《改正前》

合計所得金額	基礎控除額
一律	330,000円

《改正後》

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超 2,450万円以下	290,000円
2,450万円超 2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	0円

2. 給与所得控除

- 給与所得控除が10万円引き下げとなります。
- 控除額の上限が適用される給与等の収入金額の上限が1,000万円から850万円に、給与所得控除の上限額が220万円から195万円に引き下げとなります。

《改正前》

給与等の収入金額	給与所得の金額
650,999円まで	0円
651,000円から 1,618,999円まで	収入金額-650,000円
1,619,000円から 1,619,999円まで	969,000円
1,620,000円から 1,621,999円まで	970,000円
1,622,000円から 1,623,999円まで	972,000円
1,624,000円から 1,627,999円まで	974,000円
1,628,000円から 1,799,999円まで	収入金額を「4」で割って千円未満を切捨(算出金額：A) $A \times 2.4$
1,800,000円から 3,599,999円まで	$A \times 2.8$ -180,000円
3,600,000円から 6,599,999円まで	$A \times 3.2$ -540,000円
6,600,000円から 9,999,999円まで	収入金額 $\times 0.9$ -1,200,000円
10,000,000円以上	収入金額-2,200,000円

《改正後》

給与等の収入金額	給与所得の金額
550,999円まで	0円
551,000円から 1,618,999円まで	収入金額-550,000円
1,619,000円から 1,619,999円まで	1,069,000円
1,620,000円から 1,621,999円まで	1,070,000円
1,622,000円から 1,623,999円まで	1,072,000円
1,624,000円から 1,627,999円まで	1,074,000円
1,628,000円から 1,799,999円まで	収入金額を「4」で割って千円未満を切捨(算出金額：A) $A \times 2.4$ +100,000円
1,800,000円から 3,599,999円まで	$A \times 2.8$ -80,000円
3,600,000円から 6,599,999円まで	$A \times 3.2$ -440,000円
6,600,000円から 8,499,999円まで	収入金額 $\times 0.9$ -1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円

※給与等の収入金額が850万円を超える場合、所得金額調整控除を給与所得から控除できる場合があります（所得金額調整控除）

3. 公的年金等控除

- 公的年金等控除が10万円引き下げとなります。
- 公的年金等の収入金額が1,000万円以上の控除額に上限が設定されます。
- 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額が引き下げとなります。

《改正前》

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額
65歳以上	3,299,999円まで	収入金額 -1,200,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額 $\times 0.75$ -375,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額 $\times 0.85$ -785,000円
	7,700,000円以上	収入金額 $\times 0.95$ -1,550,000円
65歳未満	1,299,999円まで	収入金額 -700,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額 $\times 0.75$ -375,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額 $\times 0.85$ -785,000円
	7,700,000円以上	収入金額 $\times 0.95$ -1,550,000円

《改正後》

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	3,299,999円まで	収入金額 -1,100,000円	収入金額 -1,000,000円	収入金額 -900,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額 $\times 0.75$ -275,000円	収入金額 $\times 0.75$ -175,000円	収入金額 $\times 0.75$ -75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額 $\times 0.85$ -685,000円	収入金額 $\times 0.85$ -585,000円	収入金額 $\times 0.85$ -485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額 $\times 0.95$ -1,455,000円	収入金額 $\times 0.95$ -1,355,000円	収入金額 $\times 0.95$ -1,255,000円
10,000,000円以上	収入金額 -1,955,000円	収入金額 -1,855,000円	収入金額 -1,755,000円	
65歳未満	1,299,999円まで	収入金額 -600,000円	収入金額 -500,000円	収入金額 -400,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額 $\times 0.75$ -275,000円	収入金額 $\times 0.75$ -175,000円	収入金額 $\times 0.75$ -75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額 $\times 0.85$ -685,000円	収入金額 $\times 0.85$ -585,000円	収入金額 $\times 0.85$ -485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額 $\times 0.95$ -1,455,000円	収入金額 $\times 0.95$ -1,355,000円	収入金額 $\times 0.95$ -1,255,000円
10,000,000円以上	収入金額 -1,955,000円	収入金額 -1,855,000円	収入金額 -1,755,000円	

※給与所得と公的年金等雑所得の合計が10万円を超える場合、所得金額調整控除を給与所得から控除できる場合があります（所得金額調整控除）

4. 扶養控除等の所得金額要件

- 扶養親族等の合計所得金額要件及び所得控除の適用に係る本人の合計所得金額要件が10万円引き上げとなります。

要件等	改正前の合計所得金額要件	改正後の合計所得金額要件
控除対象配偶者及び扶養親族	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生控除	65万円以下	75万円以下

5. ひとり親控除の創設及び寡婦（夫）控除

- 婚姻歴や性別に関わらず、総所得金額等が48万円以下の生計を同じにする子（他者の扶養とされている人を除く）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」が適用されます。※寡夫控除もひとり親控除に変わります。
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても所得制限（合計所得500万円以下）が設定されました。

《改正前》

本人性別	配偶者	合計所得金額	控除額		
			生計同一の子あり	子以外の扶養親族あり	扶養親族なし
女性	離婚	500万円以下	30万円	26万円	-
		500万円超	26万円	26万円	-
	死別	500万円以下	30万円	26万円	26万円
		500万円超	26万円	26万円	-
	未婚	500万円以下	-	-	-
		500万円超	-	-	-
男性	離婚	500万円以下	26万円	-	-
		500万円超	-	-	-
	死別	500万円以下	26万円	-	-
		500万円超	-	-	-
	未婚	500万円以下	-	-	-
		500万円超	-	-	-

《改正後》

本人性別	配偶者	合計所得金額	控除額		
			生計同一の子あり	子以外の扶養親族あり	扶養親族なし
女性	離婚	500万円以下	30万円	26万円	-
		500万円超	-	-	-
	死別	500万円以下	30万円	26万円	26万円
		500万円超	-	-	-
	未婚	500万円以下	30万円	-	-
		500万円超	-	-	-
男性	離婚	500万円以下	30万円	-	-
		500万円超	-	-	-
	死別	500万円以下	30万円	-	-
		500万円超	-	-	-
	未婚	500万円以下	30万円	-	-
		500万円超	-	-	-

6. 所得金額調整控除

- 下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合

- 1.本人が特別障害者に該当する
- 2.年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 3.特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額
【（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）-850万円）×10%】

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計が10万円を超えるもの

所得金額調整控除
【（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）+（公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円））-10万円】

7. 調整控除

- 合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外となります。

《改正前》

合計所得金額	調整控除額
一律	※下記計算方法参照

《改正後》

合計所得金額	調整控除額
2,500万円以下	※下記計算方法参照
2,500万円超	0円

＜計算方法＞

- （課税所得金額が200万円以下の場合）
【下記のいずれか少ない金額×5%】
・所得税との人的控除の差の合計額
・課税所得金額

- （課税所得金額が200万円超の場合）
【（所得税との人的控除の差の合計額-（課税所得金額-200万円））×5%】

ただし、2,500円未満のときは2,500円

8. 非課税の範囲

- 非課税を判定する所得に10万円が加算されます。

《改正前》

均等割も所得割も課税されない人	●生活保護法による生活扶助を受けている人 ●障害者・未成年者・寡婦・寡夫であって前年中の合計所得金額が125万円以下の人
均等割が課税されない人	●前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下である人 28万円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族数）+16万8千円 ※同一生計配偶者と扶養親族のない人は28万円
所得割が課税されない人	●前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下である人 35万円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族数）+32万円 ※同一生計配偶者と扶養親族のない人は35万円

《改正後》

均等割も所得割も課税されない人	●生活保護法による生活扶助を受けている人 ●障害者・未成年者・寡婦・ひとり親であって前年中の合計所得金額が135万円以下の人
均等割が課税されない人	●前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下である人 28万円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族数）+26万8千円 ※同一生計配偶者と扶養親族のない人は38万円
所得割が課税されない人	●前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下である人 35万円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族数）+42万円 ※同一生計配偶者と扶養親族のない人は45万円